

秋の火災予防運動

10月15日(火)～31日(木)

10月15日から31日まで全道一斉に「秋の火災予防運動」が行われます。これからの季節は暖房器具の使用が増え、空気が乾燥することにより火災が発生しやすくなります。この機会にもう一度、皆さんの身の回りに潜む火災の原因を考え、火災予防に取り組みましょう。

■ストーブによる火災に気をつけましょう

北見地区消防組合管内で昨年は、暖房器具が原因の火災が4件発生しています。町民の皆さんには火の元に注意して、火災のない安全安心なまちづくりにご協力ください。

○暖房機器からの出火を防ぐポイント

- ・暖房機器の周りに物を置かない。洗濯物、防寒着を干す際には、ストーブの上部は絶対に避け、正面でも十分な距離をとる
- ・ポータブル石油ストーブに給油する際には必ず消火を確認してから給油し、燃料タンクのキャップをしっかりとめる

■「いのちを守る3つの習慣・4つの対策」

○3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にやめましょう
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう
- ・ガスコンロなどの側を離れるときは、必ず火を消しましょう

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用しましょう
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう



■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

赤い羽根共同募金にご協力を

今年も10月1日から「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。

この共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的として毎年実施されており、本町においては、訓子府町共同募金委員会が戸別募金と大口募金運動を進めていま

す。町民の皆さまからお寄せいただいた募金は、その約8割が町内の地域福祉活動のために活用され、残りの約2割は道内の福祉に活用されています。

地域での福祉活動に対して募金を通じて支援している「赤い羽根共同募金運動」に町民の皆さまの心温まるご支援とご協力をお願いします。

災害で被災された皆様に支援をお願いします

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の募集期限を令和2年3月31日まで延長しました。

◇平成28年熊本地震義援金	13万8,580円(令和2年3月31日まで)
◇平成30年7月豪雨災害義援金	8万2,200円(令和2年6月30日まで)
◇平成30年北海道胆振東部地震災害義援金	18万1,768円(令和2年3月31日まで)
◇令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金	1万円(令和2年2月28日まで)
令和元年8月末現在	

新たに義援金をお受けしています

◇令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金 令和2年2月28日(金)まで受け付け

町社会福祉協議会(☎ 47-3536 総合福祉センター内)

広報アンケートへのご協力 ありがとうございます

今年7月に実施しました広報アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

アンケートにより多数いただいた、広報くんねぶに対する意見・要望などの一部を紹介いたします。

町では、皆さんのご意見などを参考に、広報くんねぶの紙面の見直しを検討していきます。今後とも読みやすい、分かりやすい紙面づくりに努力していきますので、引き続きご愛読をお願いします。

■調査時期 令和元年7月1日～31日

■回答数 125人
(男性61人、女性59人、不明5人)

■主な意見

- ・文字を大きく、写真もたくさん使って見やすく
- ・料理の簡単レシピ、商品開発やスマート農業の取り組みなども取り上げてほしい
- ・もっとたくさんの情報を載せてほしい
- ・施設利用者の声を載せると、行ってみようと思う人が増えるのではないかと
- ・もっと分かりやすい文章にしてほしい

※結果の詳細は、10月1日からホームページに掲載します。

■問合せ 総務課広報広聴係 (☎ 47-2112 役場2階窓口10番)

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、10月25日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○とき・ところ

- ・11月26日(火) 網走市総合福祉センター(予定)
- ・11月27日(水) 北見市総合福祉会館(予定)

あなたも里親になりませんか

10月は「里親月間」です。

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活することのできない子どものために、家庭的な環境を確保し、子どもを心身ともに健やかに育てる

ことを目的としています。

北見児童相談所では、里親を募集しています。申し込み手続きや里親制度の詳しい内容については、北見児童相談所(北見市東陵町36-3 ☎ 24-3498)または福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

除雪サービスの利用希望者を受け付けます

町では自分で除雪をすることが困難な高齢の方などに代わり、緊急時の避難路を確保するために、在宅福祉事業として除雪サービスを行っています。

までを除雪します。緊急避難目的以外の作業や屋根の雪下ろしについてはできませんので、あらかじめご了承ください。

○利用料

- ・町民課税世帯 3,000円(1シーズン)
- ・町民税非課税世帯 1,000円(1シーズン)
- ・生活保護世帯 無料

○利用申込期間

10月1日(火)から18日(金)の間に申請者の印鑑をご持参のうえ、福祉保健課社会福祉係へお申し込みください。

※申し込み期間を過ぎても随時受け付けていますので、サービスご希望の際にはご相談ください。

○問合せ

福祉保健課社会福祉係

○サービス内容

おおむね10cm以上の降雪時に、玄関から公道

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター)